

## 青森地方・家庭裁判所委員会（第43回）議事概要

1 日時 令和8年2月12日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（50音順、敬称略）

泉谷安規、市川多美子、大谷順一、岡野誠一郎、乙山直美、  
金澤一能、工藤哲郎、齋藤史彦、島根一紗、清水和秀、鈴木匡、  
須藤清明、砂山博之、中村英晴

(2) 説明者 工藤家裁訟廷管理官、長尾青森簡裁課長、田中家裁主任書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 市川所長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

山田秀隆

(4) 新委員の紹介（敬称略）

清水和秀

(5) 協議テーマ

ウェブ会議を利用した調停手続について

5 意見交換の要旨（◎委員長、□委員、■説明者）

◎ウェブ会議を利用した模擬調停をご覧になった感想・意見を伺いたい。

□調停委員としてウェブ調停を数件担当した状況や、他の調停委員から聞いた内容を報告すると、最初はマニュアルを見ながらのパソコン操作や接続でとまどってうまくいかなかったが回を重ねるうちにスムーズに行くようになった。

ウェブ調停のメリットとしては、家事事件のDV事案などでは、同じ建物の中にいると帰りに会うかもしれないという心理面で不安があり、裁判所に来ることを当事者から拒まれることもあるところ、ウェブ調停だと安心して参加できると直接当事者から聞いている。また、調停委員としても当事者を呼びに行く移動時間の短縮にもなっている。

ウェブ会議だと調停委員、当事者共に双方の顔が見え、発言した際の表情の反応を確かめながらできるところが電話会議よりもいいと感じている。

課題としては、映像や音声が入らないというトラブル、電波の状況や当事者の操作でミュートになっていたのに気が付かないこともあった。

□（事前配布される「ウェブ会議を利用される方へ」と題する文書中の）遵守事項で録音録画してはいけないとあるが、当事者から同意書を取っておくとよいのではないか。

また、スマホでデータ通信料1時間1GB使用するとあるが、途中でギガ不足にならないようにもっと目立つように記載した方がよい。

模擬調停の最後の合意事項の確認のところは、裁判官役が早口でやや聞き取りにくいように感じられた。合意内容を文字に起こして画面共有した方がいいのではないか。

スマホ操作マニュアル中に「マイクオン」と「カメラオン」とある

が、絵はアイコンに斜線があり、オフの状態だと思うのでこの写真はOFFであると記載した方がいいのではないか。

□地方裁判所で民事訴訟を担当している。先ほどの「模擬調停では裁判官の合意の内容が聞き取りづらかった。」という委員の印象はそのとおりかと思うが、忖度するに時間の関係で早く説明されたのかという気もする。実際に私が担当する場合は双方弁護士が立ち会うことが多いが、誤解のないようゆっくり説明して疑問のないように確認している。実際の裁判の和解の場合は、だんだん協議内容が詰まってきて、期日間に書面で示して、それを踏まえて期日では書面で1つ1つ確認している。交通事故など和解条項が定型的な合意内容は口頭で足りる場合も多いが、特殊な複雑な合意をするような場合は、調停においても書面を提示する、あるいは時間をかけて説明する場合もあるのかと思う。

◎委員の職場などでのウェブ会議の利用状況はいかがか。

□大学ではウェブ会議開催の権限が教員にあり、雪などの影響により学生の指導できない場合はこちらで主催して、学生との面談や会議で使用している。学内の会議でもオンライン参加可能となっている。

私がウェブ会議を開催する場合、録画する場合は相手に伝えて了解を得ている。学生に録画しないようにとは伝えていない。

□商工会議所なので会議はたくさんしているが、内部の定例会議はあまりウェブを使用していない。目的があって集まる委員会、協議会など専門家やいろいろな組織の方が参加する場合は、オンラインが当た

り前になっている。

ウェブ調停について、家庭裁判所でたくさん利用されているようだが、PC・スマホに慣れ親しんでいる若い方が利用しているのかなと思う。年代的に不慣れな方だとフリーズしたりするだけでパニックになってしまうのが隘路かと思う。

◎ウェブ会議調停は調停手続の利用促進につながるものになっているか。

□間違いなく調停の利用促進につながっていると思う。調停の場合は相手方の住所地を管轄する裁判所で手続を行うことになるので、相手方が東京や北海道など遠方だと費用面で助かる。ウェブ調停が広まれば本人が申立てをする場合でも距離による負担を感じることもなくなる。

◎顔が見えない電話会議と見えるウェブ会議とでは違うか。また、ウェブ会議と面談との違いについてもいかがか。

□電話会議での調停の場合、私の事務所の電話にスピーカーがないこともあり、私が調停委員から聞いた内容を依頼者に伝えているが、依頼者にとっては調停委員とのやり取りがない中での話になるところでやりづらさがあったが、ウェブ会議だと顔が見え、実際に面談するのとほぼ大差がなくできていると感じている。

□ウェブ会議調停について、遠方にいる方の呼び出しの手間が掛かること、相手の時間の都合に合わせられることから非常に便利である。

電話だと顔が見えない、電話が通じないこともあるのが、ウェブ会議だと事前の操作説明や準備があり、手続が浸透していけば丁寧な調停に繋がっていくので、広げていけばいいのではないか。コロナ禍でオンラインが広まって、常識になってきているので、それに準じて進めて行かれてはいいのではないか。

◎ウェブ会議調停を利用する上での課題やその改善策についてはいかがか。

□ウェブ会議の利用は調停、裁判手続の利用促進にはよろしい。若い方は遠方だというだけで手続を躊躇することもありうる。ウェブであれば申立てしようというモチベーションになる。

ウェブ会議を拝見して気になったのは本人確認の点で、ウェブカメラで運転免許証を提示していたが、身分証明書は偽造が可能であるので、なりすましが簡単にできるのではというところが懸念点である。

□ウェブ会議については、「裁判所が相当と認める時は当事者の意見を聴いて」行うとあるが、裁判所の実情として本人がウェブ会議を希望した場合、ウェブ会議が利用できるのかどうかについて、どう説明しているのかを聞きたい。

■家事調停についての実情として、法律上「相当と認める時」と条件があり、また、ウェブ調停用パソコンの台数に限りがあることから、全ての事件で無条件に利用できるとは案内していない。一方、調停申立時に提出してもらおう進行に関する照会回答書で、暴力を受けたことがあるか等の質問に対する回答や、その他進行に当たっての希望を記

入していただき、その内容を基に、裁判所がウェブ調停が相当な案件かどうかを判断し、相当な案件の場合には、書記官が期日調整の際にウェブ調停の希望を確認している。

□家庭裁判所で裁判官として調停に関わっている。

補足すると、逆に相当と認めない場合として典型的にイメージされているのは、非公開性の維持に懸念のある場合であり、環境に問題があったり、調停委員会の指示に従わず録音録画の意向を示したりするような場合はやりにくい。こちらの指示の必要性を丁寧に説明して理解を得た上でニーズに応えたいが、いろいろな方がいる中で、一定の条件を充足すれば全件で大丈夫と約束することはしにくい。

現実にもそのような懸念を理由に利用を控えたケースはかなり少なく、大方ニーズに応えられていると思っている。

■先ほど「通信料の注意喚起をした方がいいのでは」という提案をいただいた件について、書記官が期日調整の際にウェブ会議を選択肢として提示するにあたっては、一人になれる環境が作れるかどうかの他に、通信料が自己負担になることから、通信料を気にしなくていい環境であるか（自宅にWi-Fiがあるかや、データ使用量無制限などのプランか）を確認している。

□普段オンラインをしていて、1回会った方とオンラインするのと、会ったことがない人では 温度感やニュアンスが伝わってこないことがある。相手方とは会わないとしても、調停委員とは1度直接会って、その後オンラインに移行することはあるのか。

□事前の顔合わせのようなことはしていない。来庁してもらう負担が主要な問題でもあり、そこまでしなくても家事調停のやり取りくらいであればできていると考えている。

□調停委員としては予備面談があれば助かる。当事者の方は相当緊張して裁判所に来る。部屋に入ってくる時からすごい形相で喧嘩腰の方もいるので、面識があった方がやり易くなる。実際大阪の代理人がついていた事案で、初回はウェブで2回目は青森家裁に来ていただいたが、実際会って調停すると、ウェブで拝見した様子と印象が違って、調停委員も気持ちの面でほっとし、親しくなった感じがあって、調停も難しい案件であったが方向性が見える形で進められるのではということになった。できれば予備面談があれば助かる。

□青森簡裁のウェブ会議の利用状況の説明のところで「当事者双方が本人同士で代理人弁護士を立てていない事案だと、まだウェブ会議は実施した事はない。」という話があったが、ウェブ会議の模擬調停を見るとスムーズで、もっと利用すればいいのではと感じた反面、慣れていないと漠然とした不安もあるのかなと、始まったばかりのものでもあり、そういった意味でもこれから一般の方にもPRして理解してもらうことが必要と感じた。

□便利な手続きだと思っ一方で、調停の良さである第三者を入れて調整を行うという今までの良さが減っている部分があるのではという心配は感じた。

模擬調停を見て思ったのが、ロビーで待機をする時にどれくらい待つのか、丁寧に聞いていると人によっては自分の言い分を長く話され

て、待機者が長く待たされることもあると思うので、10分程度お待ちくださいとか待機時間の予想を立てさせた方がストレスは減るのではないか。

以上